

令和7年度板倉町結婚新生活支援補助金

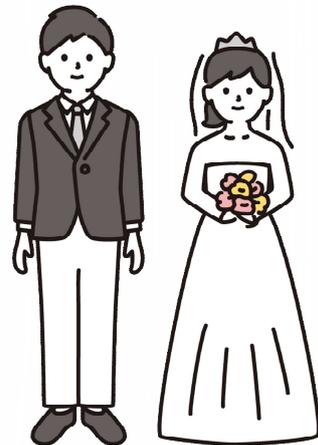
新婚生活を始めるための 費用を補助します！



住居費用・引越費用の合計額のうち、

夫婦とも39歳以下の場合は1夫婦につき**30万円**、

29歳以下の場合は1夫婦につき**60万円**を上限として補助します。



1. 対象となる夫婦

次のすべてに当てはまる夫婦

- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までに結婚した夫婦
- ・婚姻日において、夫婦が共に39歳以下
- ・夫婦の所得を合算した金額が500万円未満

※直近の所得証明書に基づいた所得。ただし、貸与型奨学金を返済中の場合は、返済額を所得から控除できます。

- ・対象となる住宅が町内にある
- ・交付申請時に、夫婦の一方又は双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっている
- ・過去にこの制度に基づく補助金の交付(他の自治体を含む。)を受けていない
- ・板倉町移住支援金の交付を受けていない
- ・3年以内に町外へ転居する予定がない
- ・町税の滞納がない
- ・板倉町暴力団排除条例に規定する暴力団員でない

2. 対象となる費用

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実際に支払った、以下の費用の合計額

住居費用：婚姻を機に、板倉町に新たに住宅を取得、賃借する際に要した費用（住宅取得費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）

引越費用：婚姻を機に、板倉町内に引越しを行った際に、引越業者又は運送業者へ支払った費用

3. 申請期間

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

必要書類・手続方法については裏面をご覧ください。

【申請・お問合せ先】※申請前に必ずお問合せください。

板倉町役場企画財政課 企画調整係
〒374-0192

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682-1

電話 0276-82-6125 (直通) メール k-kikaku@town.gunma-itakura.lg.jp



町HPはこちら